

和歌山県の外来種リストの刊行にあたって

私たちは生物多様性のもたらす様々な恩恵（生態系サービス）を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっています。しかし、科学技術の発展に伴い、人間活動が活発化した結果、現在、急速に生物多様性が失われています。今後の私たちの行動によっては、生態系がある臨界点を超え、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う生態系サービスの劣化が生じる危険性が高いと言われてしています。

日本における生物多様性の損失の要因として、「生物多様性国家戦略2012-2020」では、4つの危機に分類されています。その中の「第3の危機」として外来種や化学物質など、人間により持ち込まれたものによる影響が述べられています。例えば、アライグマやオオクチバス等、野生生物の本来の移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から導入された生物が、地域固有の生物相や生態系に影響を与えること等がこれに当たります。

和歌山県では、2016年3月に「生物多様性和歌山戦略」を策定し、7つの基本戦略の中で外来生物への対応を掲げ、その取組として「和歌山県の外来種リスト」を作成することとしました。

この外来種リストには、既に身近に存在している外来種から生態系被害等をもたらす特定外来生物まで幅広く掲載し、その中で、生態系に係る被害が特に甚大なもの、人体や産業・社会経済に対し甚大な被害を及ぼす等の基準から、特に対策等が必要な外来種について、「防除対策外来種」、「重点啓発外来種」等のカテゴリーを設定しています。

「入れない」、「捨てない」、「拡げない」という外来種被害予防三原則に従い、防除対策や県民への啓発活動等、今後の外来生物対策の基礎資料として活用していきます。

2019年3月

和歌山県環境生活部長 山田 成紀